

甲南女子大学における公的研究費不正防止計画

甲南女子大学（以下「本学」という）は、平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

1. 責任体系の明確化

不正発生要因 研究費の不正使用防止について責任体制が不明確なため、組織のガバナンスが機能しない。

防止計画

- ・内部統制の状況管理体制の検証のうえ、監事及び理事会へ報告し、意見を伺う。
- ・学長、事務局長、内部監査課、教育・研究支援課により不正発生要因及び不正防止計画の実施状況を策定し、監事及び理事会へ報告し、意見を伺う。
- ・内部監査課、監査法人との連携を図る。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因 教職員における研究費の不正使用に対する認識が低い。

防止計画

- ・学長による啓発活動を実施し、学内者への意識向上と浸透（参照：『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』）
- ・学部長から各教員への啓発活動
- ・コンプライアンス教育の実施のほか、内部監査の結果や指摘をふまえ、コンプライアンス教育の点検・見直しをする。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因 不正防止要因が把握できない。

防止計画

- ・関係事務担当者と情報を共有し、また、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を分析し、改善策を策定する。
- ・不正防止計画等をホームページに掲載する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因 研究費執行が年度末に偏る。

防止計画 執行状況を研究者に確認する。繰越制度を案内する。

不正発生要因 取引業者の把握

防止計画

- ・預け金、プール金や持ち帰りを防止するため、一定の取引実績先に対しては、適正取引に関する誓約書の提出を求める。

- ・事務部門による検収を徹底する。

不正発生要因 物品の転売

防止計画 換金性の高い物品を事務で管理する。

不正発生要因 助成対象の研究と関係がないと疑われる経費の支出

防止計画 研究者への使用目的等を確認する。

不正発生要因 勤務実態が把握でいないため、カラ謝金が発生する。

防止計画 業務従事者に対して、勤務内容や不正防止に努める内容の確認書の提出を事前に求める。

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生要因 研究費の使用に関するルールや事務処理手続き等について、相談する窓口が設置されていない。

防止計画 競争的資金等の使用に関するルールや事務処理手続き等について、学内外からの相談を受け付ける窓口が教育・研究支援課であることを周知する。

不正発生要因 不正使用に関する申し立てを受け付ける窓口が学内外に周知されていない。

防止計画 研究上の不正行為・不正使用申立受付窓口を研究協力課に設置し、ホームページで公表する。

6. モニタリングの在り方

不正発生要因 監事、監査法人、内部監査課との情報伝達不足。

防止計画

- ・三者による監査結果の意見、情報を共有し、その後の監査に反映する。
- ・三者の連携を強化する。